

第 2 章 特掲診療料

第 1 部 医学管理等

B 0 1 3 義歯管理料

- (2) 新製有床義歯管理料は、当該有床義歯を製作した保険医療機関において、新製した有床義歯の適合性等について検査を行い、併せて患者に対して、新製した有床義歯の取扱い、保存・清掃方法等について必要な指導を行い、当該管理の要点を診療録に記載した場合に、新製有床義歯の装着後 1 月以内に 2 回を限度として算定できるものとする。ただし、1 回目の新製有床義歯管理料については、当該有床義歯の管理に係る情報を文書により提供するとともに、当該文書の写しを診療録に添付し、診療録に義歯管理の内容の要点を記載した場合に算定するものとする。なお、新製有床義歯管理料を算定する場合にあつては、診療報酬明細書の摘要欄に当該義歯の装着日を記載し、またすること。なお、診療報酬明細書の病名欄の有床義歯の対象となる欠損部位と装着部位が異なる場合は、装着部位を摘要欄に記載すること。

第 4 部 画像診断

通則

- 3 ~~歯科用エックス線フィルムを使用せずデジタル映像化処理を伴う~~ 歯科エックス線撮影を行った場合又は及び ~~オールインプリントモ型フィルムを使用せずデジタル映像化処理を伴う~~ 歯科パノラマ断層撮影等を行った場合は、診断料及び撮影料に「通則 4」に規定する加算を合算し、画像診断の費用を算定する。~~なお、フィルムにプリントアウトした場合のフィルムの費用はデジタル映像化処理の費用に含まれ別に算定できない。~~
- 4 ~~エックス線フィルムを使用せず~~ デジタル映像化処理を伴うエックス線撮影を行った場合における撮影料の算定方法については、「通則 3」に準じて取り扱うものとする。

第 1 節

E 0 0 0 写真診断

- (1) 歯科エックス線撮影とは、~~歯科用エックス線フィルムを用いて~~撮影した場合及び ~~歯科用エックス線フィルムを使用せず、~~専用の装置を用いてデジタル映像化処理を行った場合をいう。

第 8 部 処置

第 1 節 処置料

I 0 1 1 - 2 歯周病安定期治療

- (3) 歯周病安定期治療は、その開始に当たって、歯周組織検査を行い、症状が一時的に安定していることを確認した上で行うものであり、歯周組織検査の結果の要点や